

第616回茨城県内水面漁場管理委員会 議事録

日 時	令和7年9月24日（水） 午後1時55分から
場 所	水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階共用会議室B
議 題	第1号議案 うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問） 第2号議案 令和8年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について（協議）
報告事項	（1）採捕の許可の更新について（にしん建てさし網他） （2）カワウ被害対策の取組みについて
出席委員	1番 八角 直道 2番 多田 悅章 3番 坂本 勉 5番 石井 修 6番 高岡 明美 10番 水野 恵美子 11番 湯淺 豊一
欠席委員	7番 星井 晴美 8番 三村 陽子 12番 今藤 夏子
県側出席者	農林水産部次長兼漁政課長 富永 敦 〃 漁政課課長補佐 所 高利 〃 係長 今野美紗子 〃 水産振興課主査 根本 孝 水産試験場内水面支場技佐兼支場長 根本 隆夫
事務局	事務局長 須能 紀之 係長 小沼智恵美 会計年度任用職員 中村 剛
議事録署名人	3番 坂本 勉 5番 石井 修
議長	1番 八角 直道
会議内容	開会 午後1時55分

須能局長

〔開会宣言〕

〔資料確認、八角会長に挨拶を依頼〕

八角会長

本日は、お忙しいなかを、ご出席いただき誠にありがとうございます。

暑さも先週末ぐらいから非常に和らいで、朝晩が寒くなってきました。暑さ寒さも彼岸までと言われますが、今朝は蛇口の水が冷たく、季節が変わってきたのだなと実感したところです。

さて、本日の委員会は、議題として、うなぎ稚魚漁業許可の制限等に関する諮問のほか、令和8年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について、ご審議いただきます。

そこで、中央提案に反映させるということではありませんが、審議の背景となる茨城県内の情報を2つお話しします。

一つは、久慈川漁協さんが県の協力を得て、久慈川においてコクチバスの駆除を開始したということです。詳しいことは後日、県から報告いただくとして、第1回目の駆除が8月27日、2回目が9月17日に行われ、40cmに近い大型魚3尾も含め、合計で47尾が駆除されました。今年度はあと10月に1回行い、実施上の課題の整理を行うとともに、将来的には、久慈川漁協の関係支部単位で駆除活動ができるようにしたいと思います。

もう一つは、カワウです。後程、水産振興課から話題提供があると思いますが、県内のカワウの生息数調査を、茨城県内水面漁連が国の補助事業を活用し、野鳥の会茨城に委託して7月、12月、3月の年3回実施してきましたが、近年の分析から、県内のカワウは、1年を通じて県内に生息する地付きのカワウと、12月～3月に越冬のため、千葉県の行徳の鳥獣保護区などから茨城県に渡り鳥的に移動してくるカワウがいることが判明しました。

この結果、県内だけで駆除しても効果が出ないことがわかり、環境省、水産庁そして関東1都5県に福島、新潟、山梨、静岡の各県の担当を加えた関東カワウ協議会において、流域管理の重要性が認識され、当面は栃木一茨城の那珂川水系、栃木一群馬の渡良瀬遊水地をモデルに情報共有から始めようという動きが検討されています。

このように外来魚とカワウについては、少しずつですが、動きがありますので、背景として認識していただければと思います。

本日も話題が豊富ですが、委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願ひいたします。

須能局長

ありがとうございました。続きまして、会議規程第4条第1項によりまして、会長が議長になることになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

八角議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

早速ですが、次第3の出席委員数の報告を事務局からお願ひします。

須能局長	はい、現委員10名のうち、出席委員が7名、欠席委員が3名で、欠席委員は7番の星井委員、8番の三村委員、12番の今藤委員です。過半数の委員の出席をいただいておりますので、漁業法第173条の規定によりまして本会議は成立しております。
八角議長	続きまして次第4の議事録署名人ですが、会議規程第7条第2項の規定に基づき私から指名いたします。3番坂本委員と、5番石井委員にお願いをいたします。
八角議長	それでは、次第5の議題に入ります。第1号議案、うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について、説明をお願いします。
中村委会計年度任用職員	(資料No. 1により諮問文読み上げ)
今野係長	(資料 No. 1により説明)
八角議長	はい。ありがとうございました。 ただいま、漁政課の方から説明がございましたが、ご質問、ご意見がある方いらっしゃいますか。
八角議長	特にないようでしたら、県への答申についてお諮りします。諮問の内容に、ご異議ございませんか。
(委員一同)	(異議なし)
八角議長	異議なしとのことですので、原案のとおりで差し支えありませんと県に答申することといたします。
八角議長	それでは第2号議案、令和8年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について、説明をお願いします。
中村委会計年度任用職員	(資料No. 2-1、2-2により説明)
八角議長	今、事務局の方から説明がありましたように、中央提案の項目で一部表現が変更になってますが、基本的には令和7年度を踏襲しているということです。ご意見、ご質問等ございますか。

八角議長	皆さんには事前に事務局からこの資料が送付されていて、目をとおしていただいていると思いますが、国から具体的な回答というのがなかなか出てこないものですから、時間をかけて提案していくしかないのかなと思います。また、先程の挨拶でも言いましたが、これからも外来魚対策や、カワウ対策をやっていく中で問題点がでたら、改善意見を提案するしかないのかなと思います。皆さん何か、ご意見ございますか。
11番 湯淺委員	前回も言ったんですけど、ゴミが河口に流れてきてシラスウナギの漁獲に混じるのです。特にビニールゴミがかごや網に付着して除去をするのに苦労していることと、シラスウナギや成鰐の密漁対策について徹底してやるよう要望したい。
八角議長	ゴミの問題は、地域的な問題となるので、本提案の趣旨と少し違うのかなと思います。取締りについてはシラスウナギの資源管理の観点から、水産庁も取り締まりの強化を行っている所です。
八角議長	はい、漁政課。
所課長補佐	密漁対策につきましては中央提案のウナギ資源の回復の中で、資料の18ページの2に、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めることと記載されています。
八角議長	それでよろしいでしょうか。
11番 湯淺委員	はい。
八角議長	その他、ございませんか。
八角議長	意見もないようですので、中央提案につきましては、茨城県からは意見なしで決定することとします。もう一つの審議内容で、10月の28日、29日に千葉県で開催される東日本ブロック協議会について、私と須能局長が参加するのですが、その際に東日本ブロック内の他県の方々に照会したい事項や協議したい事項等がありましたらお知らせください。
2番 多田副会長	はい。ナガエツルノゲイトウが、霞ヶ浦の漁港とか利根川の漁港とかに大量に発生し、漁に出れないところが出てきます。国交省の方に河川管理責任者として、何とかしてほしいと訴えたら、そのための予算を確保していくな

いので、各漁協さんの方で何とかして欲しいといわれました。今、常陸川の方でも一部の漁港で、ナガエツルノゲイトウが溜まっている所があります。それを駆除するのは、大変苦労すると思われます。他の県はどのように対処しているのか、教えて貰えたら助かります。

八角議長 はい、事務局。

中村委会計年度任用職員 資料の12ページにナガエツルノゲイトウ等の分布拡大は内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっていると提案されています。今件は、ナガエツルノゲイトウに対し東日本ブロック協議会内の他県がどのように対処しているのかという、質問でよろしいでしょうか。

2番 多田副会長 はい、お願いします。

八角議長 それでは、この件は東日本ブロック協議会の照会事項として、千葉県の方に提案したいと思います。他に何かありますか。

八角議長 なければ、次の報告事項に移ります。最初に、採捕の許可の更新について漁政課より報告願います。

今野係長 (資料No.3-1、3-2により説明)

八角議長 にしん建てさし網としらうおこませ掛ぶくろ網では、漁獲はなかったものの、漁協としては今後も操業を行いたいのと、漁業経営の手段として引き続き許可を希望するということですね。何かございますか。

3番 坂本委員 はい。

八角議長 はい、坂本委員。

3番 坂本委員 潤沼で、さで網でシラウオを獲る遊漁者がいるのですが、違反にはならないのですか。

八角議長 はい、漁政課。

所課長補佐 漁業調整規則の中では、さで網についての規制はありませんので、一般の人も使用することができます。また、シラウオについても漁業権の対象ではないため、一般の人が獲ることの規制はありません。ただし、3月はシラウオの採捕が禁止されてますので、規則違反となります。

3番 坂本委員	はい、分かりました。
八角議長	その他なければ、次のカワウ対策の取組について、水産振興課から報告願います。
根本主査	(資料 No. 4 及びスライドにより説明)
八角議長	はい、何かございますか。
2番 多田副会長	超音波を使って駆除したことはないですか。
根本主査	超音波は使ったことはありません。レーザーポインターは使ったことはあります。
2番 多田副会長	テレビでやっていたのですが、ネズミを駆除するのに、ネズミが嫌がる周波数の音波を出して寄り付かないようにする方法がある。カワウにも応用できるのではないか。ドライアイスによる駆除は、技術的に難しく時間もかかるのではないか。
根本主査	専門家に相談してみます。
11番 湯淺委員	ネズミに使う粘着シートによる駆除も良いのではないか。
八角議長	カワウについては、これからもいろいろと対策を講じていかなければならないのですが、夏は茨城にコロニーをつくるが、冬はほとんど県外から飛んでくるので、千葉県や栃木県、福島県と協力して、今考えられる技術を駆使して駆除していくしかないと思います。
八角議長	他に、皆さんから何かございませんか。
八角議長	事務局から何かありますか。
須能局長	事務局からは、特にありません。
八角議長	それでは事務局より、次回の開催日程をお願いします。
須能局長	次回の委員会の開催は11月19日水曜日になります。次回は現地視察も兼ねておりますので、場所は水産試験場内水面支場を考えています。午後1時から内水面支場の視察、午後2時から委員会を開催したいと思います。詳細

が決まり次第、皆様には開催通知をお送りしますので、よろしくお願ひいたします。

八角議長

次回は、水産試験場内水面支場でということになります。それでは、これをもちまして本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時35分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和7年9月24日

議長 _____

議事録署名人 _____